

江の川流域水害対策協議会 規約

(名称)

第１条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第６条に基づき組織し、「江の川流域水害対策協議会」（以下「協議会」と称する。

(目的)

第２条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい江の川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

- 第３条 協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。
- ２ 協議会には会長を置くものとし、会長は中国地方整備局長が務める。
 - ３ 協議会の招集は会長が行う。
 - ４ 会長は座長を指名し、座長に協議会の運営、進行を任せることができる。
 - ５ 協議会は、第１項によるもののほか、必要に応じて別表１の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第４条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- ２ 江の川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
 - ３ その他、上記計画に関して必要な事項。

(幹事会)

- 第５条 会長は、江の川流域水害対策計画の効果的な実施・運用を行うため、幹事会を置くものとする。
- ２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができる。また、学識経験者等の参加については任意とする。
 - ３ 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は中国地方整備局河川部河川調査官が務める。
 - ４ 幹事会の招集は幹事長が行う。
 - ５ 幹事長は座長を指名し、座長に幹事会の運営、進行を任せることができる。
 - ６ 座長に事故のあるときは、幹事長が幹事会の運営、進行を行う。
 - ７ 幹事長は、毎年幹事会を開催し、幹事会の結果（幹事会資料、議事概要等）を適宜協議会に報告するものとする。
 - ８ 幹事会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(幹事会の実施事項)

- 第６条 幹事会は次に掲げる事項を実施する。
- ２ 江の川流域水害対策計画の事業の進捗並びに実施状況の評価。

(会議の公開)

第７条 協議会及び幹事会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、各会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第８条 協議会及び幹事会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、各会の了解

を得て公表しないものとする。

- 2 各会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 各会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会の事務局は、中国地方整備局三次河川国道事務所、土師ダム管理所および広島県土木建築局河川課で行う。
- 3 幹事会の事務局は、中国地方整備局三次河川国道事務所で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は令和4年9月27日から施行する。

一部改正 令和6年12月26日

(別表 1)

江の川流域水害対策協議会 委員

★印は会長

広島県知事
広島市長
三次市長
安芸高田市長
北広島町長
★中国地方整備局 局長
中国四国農政局 農村振興部長
近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署長
中国財務局 管財部長
広島県土地改良事業団体連合会 副会長
中井 佳絵 (ボウジョレーヌプロジェクト代表)
田中 貴宏 (広島大学大学院先進理工系科学研究科 建築学プログラム
都市・建築計画学研究室 教授)
内田 龍彦 (広島大学大学院先進理工系科学研究科 社会基盤環境工学
水工学研究室 教授)

(敬称略)

(別表 2)

江の川流域水害対策協議会幹事会 委員

★印は幹事長

広島県 河川課長、農業基盤課長
広島市 河川防災課長
三次市 建設部長
安芸高田市 建設部長、危機管理監
北広島町 参事
★中国地方整備局 河川部 河川調査官
中国地方整備局 土師ダム管理所長
中国四国農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署 次長
中国財務局 上席国有財産管理官
広島県土地改良事業団体連合会 事業部長
中井 佳絵 (ボウジョレーヌプロジェクト代表)
田中 貴宏 (広島大学大学院先進理工系科学研究科 建築学プログラム
都市・建築計画学研究室 教授)
内田 龍彦 (広島大学大学院先進理工系科学研究科 社会基盤環境工学
水工学研究室 教授)

(敬称略)